

○学校評議員規程

2009年4月22日

規程第811号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する意見を聞くため、学校法人立命館が設置する小学校、中学校および高等学校に置かれる学校評議員について、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 学校評議員は、校長の求めに応じて、教育活動その他の学校運営の状況に対して意見を述べることを職務とする。

(委嘱)

第3条 学校評議員は、教育に関する理解および識見を有する学外の者から、校長の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

2 学校評議員は10名以内とする。

(委嘱期間)

第4条 学校評議員の委嘱期間は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱の解除)

第5条 理事長は、校長からの申し出により、学校評議員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、学校評議員の委嘱を解くことができる。

- (1) 疾病等のため、職務の遂行に支障がありまたはこれに堪えないと認める場合
- (2) 学校評議員たるにふさわしくない非行があると認める場合
- (3) 職務上の義務違反があると認める場合

(守秘義務)

第6条 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、第2条に定める職務遂行の目的以外に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、一貫教育委員会が行う。

附 則

この規程は、2009年4月22日から施行し、2009年4月1日から適用する。

附 則(2015年3月18日 改廃手続の変更に伴う一部改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。